

令和7年7月31日に執行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理審議会委員の補欠選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（以下「施行令」という。）第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったため、施行令第22条第1項の規定によりその旨を公告し、施行令第22条第4項後段並びに京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部地区土地区画整理事業施行規程第8条、第11条第2項及び第14条の規定に基づき、この補欠選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定め、施行令第22条第4項前段の規定により公告し、併せて施行令第24条第2項の規定に基づき、委員の立候補届け又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届けを提出できる期限を令和7年7月14日までと定めることを公告します。

令和7年7月4日

京都市長 松井孝治

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数	5人
2 宅地の所有者が選挙すべき委員の予備委員の数	4人

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)